

## 前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成28年6月27日(月)午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 前橋家庭裁判所中会議室
- 3 出席者(五十音順)

(委員)

石原栄一委員, 梅枝紀子委員, 懸川武史委員, 片野清明委員, 金田貴委員,  
関口雅弘委員, 高浦孝好委員, 築雅子委員, 藤平和吉委員, 松井正太郎委員,  
若木香織委員, 沼田寛委員, 島田尚登委員(以上13人)

(説明者)

前橋家庭裁判所 荒木雅俊裁判官

同 河野尚行主任家庭裁判所調査官

同 鳥山英俊主任書記官

(事務担当者)

安藤成行首席調査官, 中里茂次席調査官, 唐澤仁次席調査官,  
舟木進首席書記官, 田邊雅孝次席書記官, 原田宜子事務局長,  
長郷文香事務局次長, 長谷川哲也総務課長, 小島昌幸総務課課長補佐

### 4 議事

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代
- (3) 新任委員のあいさつ
- (4) 委員長の互選
- (5) 意見交換等

テーマ「少年事件における被害者配慮制度について」

- (6) 次回期日の指定
- (7) 閉会のことば

## 5 議事経過

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代
- (3) 新任委員のあいさつ
- (4) 委員長の互選
- (5) 意見交換等

「少年事件における被害者配慮制度について」

当事者向け視聴覚資料「少年審判～少年の健全な育成のために～」を視聴し、少年審判廷及び調査室を見学した。

質疑応答

○ 委員

被害者配慮制度は一般化されているのか、それとも何か原理的になじめないものがあって、まだ、そんなには浸透していないのか、そのあたりの傾向はどのような状況でしょうか。

○ 説明者

傍聴制度というのは、一定の重大事件に限られており、群馬県内でこれに該当するような大きな事件はここ二、三年起きていません。交通事故は群馬県内で数件ありますが、被害者傍聴の申し出はなかったと記憶しています。

○ 委員

被害者の方が面接をする部屋と少年やその家族の方が面接をする部屋の仕様が異なっているのは、何か配慮があつてのことでしょうか。

○ 説明者

通常の調査室は、床がタイル張りで、壁紙も用いていませんが、被害者用の部屋には床にカーペットが敷いてありました。そして壁紙も使っているほか、椅子や机なども角のないものを使っています。カーテンについて

も、レースのカーテンを用いておりやわらかい雰囲気のもとで話しができるような配慮をしています。

「少年事件における被害者配慮制度について」

家庭裁判所における被害者配慮制度の運用の実情について説明を行った。

質疑応答

○ 委員長

裁判所としては被害者配慮制度について色々なアナウンスをして、申し出に遺漏がないようにするにはどうしたらいいかを考えながら運用しているという状況にあるかと思います。

○ 委員

審判以外の場で行う意見陳述というのは、実際にはどういうところで意見を言うことになるのでしょうか。

○ 説明者

審判期日以外で意見を伺う場合、審判廷を使う場合もありますし、それ以外の場所を利用する場合もあります。被害者の方の精神的・肉体的な負担、心情に配慮して、話しやすい場所、時間帯で行うように心がけています。

○ 委員

裁判官とどういうふうにすれば話ができるのですか。

○ 委員長

どういう手続の中で、誰がどう聞くかも含めて、裁判官が判断します。厳格な手続ではない形で、裁判官が行う場合もあれば、調査官を介して行う場合もあるなど、色々なメニューがあると思います。

○ 委員

群馬県の少年事件の管轄はどうなっているのですか。

○ 説明者

前橋家裁管内で、少年事件を扱っているのは、前橋家庭裁判所本庁、高崎支部、太田支部の3か所です。平成27年度の管内の少年事件の合計がおおむね2000件程度です。この中には交通事故や交通違反の事件も含まれています。割合としては、前橋が900件、高崎と太田がそれぞれ500件を超える程度というバランスになっています。

○ 委員長

類型でいうと、どういう事件が多いのですか。

○ 説明者

交通事故の事案が800件強を占めています。それと共同危険行為を含む交通違反の事案が300件、残りの800件程度が、窃盗や傷害の事案になっています。

○ 委員長

4割が一般の事件で、それ以外が交通関係の事件と説明がありましたが、再犯、再非行率というのでしょうか、これからどうしたらいいかを考える中で、被害者配慮の制度をどう少年に結び付けていくのかというところだと思えます。

「家裁調査官の行う被害者調査について」

家庭裁判所における被害者調査の目的、対象事件・調査方法などについて説明を行った。

質疑応答

○ 委員長

裁判所の記録の在り方などを簡単に説明してもらえますか。

○ 説明者

少年事件の記録は大きく分けて、法律記録と社会記録に分かれます。法律記録は、事件に関わる証拠の一切合切がまとめられたものです。一方で、社会記録というのは、例えば、少年鑑別所での知能テストや少年鑑別所で

の生活の記録，少年鑑別所の処遇に関する意見，あるいは，調査官の報告書など少年の属性，プロフィール，プライバシーに関わるものをまとめたものです。この二つの記録を見ながら裁判官は最終的な処遇を決めていくということになります。

○ 委員長

大きく言えば，被害者は調査の対象であるものの，手続の主体ともされているわけですが，例えば，事件あるいは少年に対してどう関わっていくかということをご自ら考えて，少年を感化するというように，被害者配慮制度というものは，いろいろな潮流の中で生まれてきた制度かなと感じています。

「審判における被害者配慮について」

被害者等による少年審判の傍聴制度，被害者等からの意見聴取制度について説明を行った。

質疑応答

○ 委員

被害者の傍聴に関して，傍聴が不安な場合には付添いが可能だということですが，付添人はどのあたりの方を想定していて，どの程度許可されるものなのでしょうか。また，傍聴はしたいけれども，審判廷の中に入るには勇気がいる，あるいは刺激が強すぎるということ，間接的に別室で画像を見たいという方のことは何か想定されていたりするのでしょうか。

○ 説明者

少年審判を傍聴する際の付添人については，一般的には近親者の方，被害者支援団体の方がなるということが考えられます。また，別室でビデオを通しての傍聴については，在廷して傍聴したと言えるのかという問題や機材の問題から難しいかもしれません。例えば，許可を受けた方や調査官に付き添ってもらい，少年の姿が見えないように配慮することで傍聴しや

すい環境を作るといことは考えられますが、それでも傍聴が難しいということであれば、傍聴した他の近親者から、それを間接的に聞いていただくとか、審判状況の説明という被害者配慮の制度を利用してもらうということが考えられます。

○ 委員

被害者の傍聴希望は未だ少ない状況にあると思うのですが、傍聴が可能な制度となっている点については理解されていきっているのかなと思いました。被害者が加害者から再度被害を受けるケースが、少年同士の事件や男女間の事件ではあると思うのですが、再度の被害に対する配慮がなされないと、傍聴にも来ないのではないかと思います。暴走族や性犯罪には、その後のことがありますので、その後の社会での見守りが必要だという感想を持ちました。

○ 委員長

保護観察という形で保護観察所と連携しながら、少年の社会化を図るという意味で、その後の非行行為を抑止したり、社会化を醸成していくということはできるかと思います。ただ、見守りの緩め方というのは大いに議論されなければいけないところだと思います。審判の中での被害者配慮制度の持っている良い面を、できるだけ少年にも向けて行って、再非行に及ばないように力を尽くそうと、そういうことで生まれた制度なのかと思います。

○ 委員

パンフレットを見ると重大な案件が限定的に書かれているので、傍聴ということになると、裁判官の判断以前にも相当振るいにかけているのではないかという印象を持っています。例えば、被害に遭った少年の親などが、今日視聴した審判手続のビデオを見る機会が制度的にあってもおかしくないのではないかという気がしました。最終的に裁判官の裁量で判断

されるのであれば、前提となる事件の種別を厳格に縛る必要はないのではないかとも思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○ 委員長

パンフレットには重い事件が記載されたものと、ある程度事件の幅を持たせて記載されたものと2種類が用意されています。これも被害者に対するひとつの配慮をしているということかと思います。被害者がどういう形で事件、少年に向き合うのかということと、どんな内容のことをどの程度行うかというのは今後の課題だろうと思います。ただ、審判手続の中で得られたものを念頭に処遇を考えるということになるという裁判の限界もあるので、多くのものを取り込みすぎると、結局肝心の部分がふらつきはしないかという問題もあるかと思います。被害者の心情を調査官調査の中ですくい上げて、少年に投げかけるという方法もひとつの方法かと思うので、被害者配慮制度をオールマイティーなものと考えてのではなくて、色々な形で積み上げていくことも必要なのかなと思います。

○ 委員

検察官立会事件の場合、席の配置はどうなるのでしょうか。

○ 説明者

事案を踏まえて、その都度検討させていただいています。

○ 委員長

おそらくは審判官の両サイドのどちらかに座っていただくことになるのではないかとはいえます。

○ 委員

ボランティアなどを義務付けるような仕組みについての議論などはあるのでしょうか。

○ 説明者

ボランティアとしてやるかどうかは議論があるところですが、試験観察

のなかでやらせていただいています。老人施設や乳児院などの機関に協力を依頼して、事案に合わせて3日間とか5日間とか、少年に体験をさせていただくということを群馬県内でも行っているところです。

○ 委員長

道路の清掃もやっていたりするのでしょうか。

○ 説明者

庁によっては海岸の清掃ですとか、自転車の整理などの活動を行っているところもあります。

○ 委員長

地域の方から何かそのような意見を出していただくと、こちらとしても渡りに船ですので、何か意見があれば委員会を通じてでなくても意見をいただけたらと思います。今後もお知恵を拝借したいと思います。

(6) 次回期日等について

(7) 閉会のことば